

類型	お問い合わせ	回答
趣旨	制度の目的は何ですか。	新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた市内で事業を営む小規模企業者に対し、市が新型コロナウイルス感染症に起因した設備資金・運転資金のための融資について利子補給金を交付することにより事業者の負担軽減を図り、もって市内事業者の事業の継続を図ることを目的としております。
制度	利子補給額はいくらですか。	(国の特別利子補給終了後) 支払った利子の額で、1事業者あたり各年度10万円、総額20万円が補助上限額となります。
	利子補給制度の対象になる期間を教えてください。	国の3年間の利子補給終了日の翌日から2年間です。 例) 令和2年6月10日が融資実行日の場合 国の利子補給の対象：令和2年6月10日～令和5年6月9日 市の利子補給の対象：令和5年6月10日～令和7年6月9日 例) 令和3年10月6日が融資実行日の場合 国の利子補給の対象：令和3年10月6日～令和6年10月5日 市の利子補給の対象：令和6年10月6日～令和8年10月5日
	融資実行日はどの日付になりますか。何を見たら分かりますか。	金融機関によって異なりますが、返済予定表では「当初貸付日」と記載されている場合が多いです。日本政策金融公庫の場合、お支払額明細書に「ご融資日」と記載されている日です。
事前登録	事前登録をしていなければ利子補給金の申請できませんか。	事前登録は必須ではありませんので、事前登録をされていなくても要件に該当される場合は申請いただけます。
	事前登録の際に、返済予定表や保証決定のお知らせを提出しましたが、申請の時にも同じものを提出する必要がありますか。	事前登録時と融資の内容が変わっていることも考えられるため、恐れ入りますが、申請時には再度返済予定表等の書類の提出をお願いいたします。
対象要件 (住所)	対象融資を受けていますが、昨年、他市町村に事業所を移転しました。この補助の対象になりますか。	申請時点で茨木市に事業所があり、事業を営んでいることが要件となるため対象外となります。ただし、市内に事業所を残しつつ、市外へも進出という場合に、資金を市内事業所のために使うのであれば対象になります。
	融資申込時点では、他市に事業所（本店）がありましたが、令和4年7月時点で茨木市内に移転しました。利子補給の対象になりますか。	借入資金を市内事業所の運転資金に充てている場合は対象です。
対象要件 (廃業)	対象融資を受けていますが、既に廃業している場合は対象になりますか。	申請時点で茨木市に事業所があり、事業を営んでいることが要件となるため、恐れ入りますが対象外となります。

類型	お問い合わせ	回答
対象要件 (対象融資)	今後受ける融資で利子補給の対象になるものはありますか。	すでに国の特別利子補給制度が終了しておりますので、市の利子補給の対象になるものはございません。
	日本政策金融公庫のコロナ特別貸付の申込みを検討していますが、こちらの融資は国の利子補給の対象ですか。また、融資が実行となれば、市の利子補給の対象になりますか。	日本政策金融の新型コロナウイルス感染症特別貸付制度は現在も続いておりますが、同制度の国の利子補給の適用については、令和4年9月30日付申込みをもって終了しております。従って、市の利子補給の対象にはなりません。
	大阪府の新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金、新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金は利子補給の対象になりますか。	対象外です。 大阪府制度融資では、令和2年5月に創設された新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料補助型）が、国の利子補給の適用でしたが、同制度は、令和3年3月31日をもって申込み受付を終了しております。
	令和3年2月に受けたコロナ融資を令和6年中に借り換えました。利子補給の対象になりますか。	① 利子の支払いが始まる前に全額借り換えをした場合 <令和3年2月5日融資実行、令和4年11月18日借換> ⇒3年間の特別利子補給中（令和3年2月5日～令和6年2月4日）に借り換えているため対象外です。（市の利子補給の対象となる期間に利子の支払いがないため）
	令和3年2月に受けたコロナ融資を令和6年中に借り換えました。利子補給の対象になりますか。	② ①の場合で一部を借り換えた場合 ⇒国の特別利子補給を受けた融資について、利子補給終了後令和6年中に利子の支払いが発生している場合は対象です。
		③ 利子の支払い途中で借換をした場合 <令和3年2月5日融資実行、令和6年8月3日全額借換> ⇒3年間の特別利子補給終了後、支払い済みの利子分（令和6年2月5日～令和6年8月2日）については対象となる可能性があります。
対象要件 (小規模事業者)	常時使用する従業員の定義を教えてください。	正社員、アルバイト等にかかわらず常時雇用している方となります。 臨時的に雇用されている方は含みません。
	個人事業主や会社役員は従業員に含まれますか。	個人事業主や会社役員は従業員には含みません。 個人事業主と生計を一にする三親等以内の親族（①配偶者、②親、子、③祖父母、兄弟、孫）も従業員には含みません。
	業種は何に基づき確認すればよいですか。	税務申告書や産業分類等をご確認ください。また、公庫や商工中金をご利用の場合は特別利子補給申請時の業種等を参考にしてください。
	複数の事業を行っている場合、どの業種で従業員数を判断すればよいですか。	主たる事業に該当する業種の従業員数で判断してください。 主たる業種とは、売上高が高い等で判断してください。
	従業員数に含むのは主たる事業に該当する業種に従事する従業員の数のみでよいですか。	小規模事業者の要件（従業員の数が5人もしくは20人以下）は、主たる事業に該当する業種の区分で判定しますが、従業員数は主たる事業に従事する方のみだけでなく、その事業者、法人全体の従業員数を記載してください。（茨木市内・市外の事業所全て含む）
	従業員にはアルバイトやパートも含まれますか。	正社員だけでなく、常時使用するアルバイト等も従業員に含まれます。

類型	お問い合わせ	回答
申請	個人事業主です。申請書に自署すれば押印は不要ですか。	個人事業主・法人問わず、利子補給金交付申請書兼請求書に押印は必須です。
	申請書に押印する印は実印ですか。	実印に限らず、会社印や代表者印でも結構です。ただしシャチハタ等のスタンプ印は不可ですので、朱肉を使って押す印鑑で押印をお願いいたします。
	申請書の所在地にはどの住所を記載すればよいですか。	利子補給金交付申請書兼請求書（様式1）、誓約書（様式2）には市内事業所の住所を記載してください。 また、個人事業主の方の場合は、誓約書（暴力団排除）の住所には代表者の住民登録のある住所を記載してください。
	今回（令和7年1月）の申請で利子補給の対象となるのは、いつからいつまでに支払った利子ですか。	令和6年1月から12月までに支払われた利子が対象になります。 なお、令和3年に融資の実行を受けた方は特別利子補給終了日の翌日から市の利子補給の対象となるため、最初の1月については日割り計算となります。
	令和2年中にコロナ融資の借り入れをしており、令和5年から利子が発生していますが、昨年度の申請を忘れていました。今からさかのぼって申請をしたいのですが。	恐れ入りますが、年度をさかのぼっての申請はできません。令和5年度の申請をされていない場合、補助期間は国の利子補給終了日の翌日から2年間となります。
	令和6年12月から利子の支払いが発生していたが、額が少額で、上限額まで到達しません。令和7年支払い分とまとめて令和8年1月に2年度分申請してもよいですか。	利子補給金の額は、申請日の属する年度の前年に支払った利子の合計額となるため、年度をさかのぼっての申請や、複数年度まとめた申請はできません。
	借入先の金融機関から「返済予定表」を過去にさかのぼって発行できないと言われました。どうすればよいですか。	返済予定表について、さかのぼっての発行ができない場合は、現状発行できる返済予定表（返済終了までの全ページ）を取得してください。また、返済予定表は来年度以降の申請の際にも必要となりますので、大切に保管をお願いいたします。
	借入先の金融機関から「利息支払証明書」は発行していないと言われました。どうすればよいですか。	金融機関によって「融資取引明細書」「支払い利息証明書」等名称は異なります。令和6年1月から12月までの利息支払額、支払年月日がわかる書類を請求してください。
	なぜ「北おおさか信用金庫・尼崎信用金庫・大阪信用金庫」のみ利息支払証明書は添付しなくてもよいのですか。	「北おおさか信用金庫・尼崎信用金庫・大阪信用金庫」の3庫については、個別に市からの文書での利息照会にご協力いただけたとの回答を頂いたため利息支払証明書については添付不要としているものです。
申請様式	市外に本社のある法人が茨木市内で店舗（事務所）を営んでいる。法人名と市内店舗（事業所）名が不一致の場合の申請書の右肩の事業者情報の書き方はどのようにかければよいですか。 例）「株式会社A」が「創作料理AA」を営んでいる。「株式会社B」が「訪問介護ステーション茨木●」を営んでいる。	様式1（申請書兼請求書）の右肩には、法人名（この場合、株式会社A、株式会社B）、茨木の店舗（この場合、創作料理AA、訪問介護ステーション茨木●）の住所を記載してください。様式2（誓約書）も同様。 ※市内が本社の法人名の場合は、市内本社の住所を記入すること！
	市外に本社がある「株式会社A」が「創作料理AA」と「喫茶AA」というように茨木市内で2店舗経営している場合、申請書（様式1）の住所はどちらの住所を書けばよいですか。	規模の大きい方、又は売り上げが高い方の店舗の住所をご記入ください。
	申請者が、申請書（様式1）および誓約書に法人と店舗名を併記している場合はどうすればよいですか。	申請書（様式1）の方は、店舗名の方を二重線で消し、訂正印が必要です。誓約書（様式2）は二重線・訂正印での訂正は不要です。

類型	お問い合わせ	回答
支払い	利子補給金はどのように支払われますか。	利子補給金交付申請書兼請求書に記載された振込口座に、決定金額を一括で振り込みます。
	利子補給金は申請してからどのぐらいの日数で振り込まれますか。	<p>申請書類に不備がない場合、目安として2か月程度後に振込みとなります。ただし、申請状況により2か月以上の時間を要する場合もございます。</p> <p>申請受付の後、交付・不交付が決定致しましたら「決定通知」を郵送致しますので、決定通知に添付している日付以降、入金のご確認をお願いいたします。およそ決定通知が届いた1か月程度後に振込予定となります。</p>
その他	コロナの時期に融資を受けましたが、市の利子補給の対象かどうか分かりません。市から問合せをしてもらえませんか。	融資状況は市では把握できません。恐れ入りますが、借入れ先の金融機関に融資の名称や種類等をご確認願います。
	日本政策金融公庫の融資を受けていますが、特別利子補給の申請をしたかわかりません。	市では国の特別利子補給の申請状況や受給状況を把握できないため、コールセンター（0570-060515 平日9時～17時）にてご確認をお願いします。また、申請済みの場合は（独）中小企業基盤整備機構より、特別利子補給助成金交付決定通知書や交付確定通知書が届きます。
	国の特別利子補給の申請を失念していました。今から特別利子補給の申請はできますか。また、市の利子補給のみ申請はできますか。	特別利子補給については、令和5年8月末をもって申請受付が終了となっています。市の利子補給については、日本政策金融公庫の融資や、商工中金の融資を受けられている場合は特別利子補給を申請し、受給していることが要件となりますので、恐れ入りますが、市の利子補給のみの申請はできません。
民間の金融機関（〇〇信用金庫）でコロナ融資を受けましたが、特別利子補給の申請はしていません。市の利子補給の申請はできませんか。	大阪府の制度融資の場合、貸付日から3年間の利息の支払いがない（大阪府から金融機関に対し補給が行われている）ため、特別利子補給の申請は不要となっております。信用保証決定のお知らせの制度欄に「新型コロナウイルス資金（補給）」と記載されている、返済予定表の利息額がおおよそ36回目まで「0」と記載されている等の場合は対象になる可能性があります。	